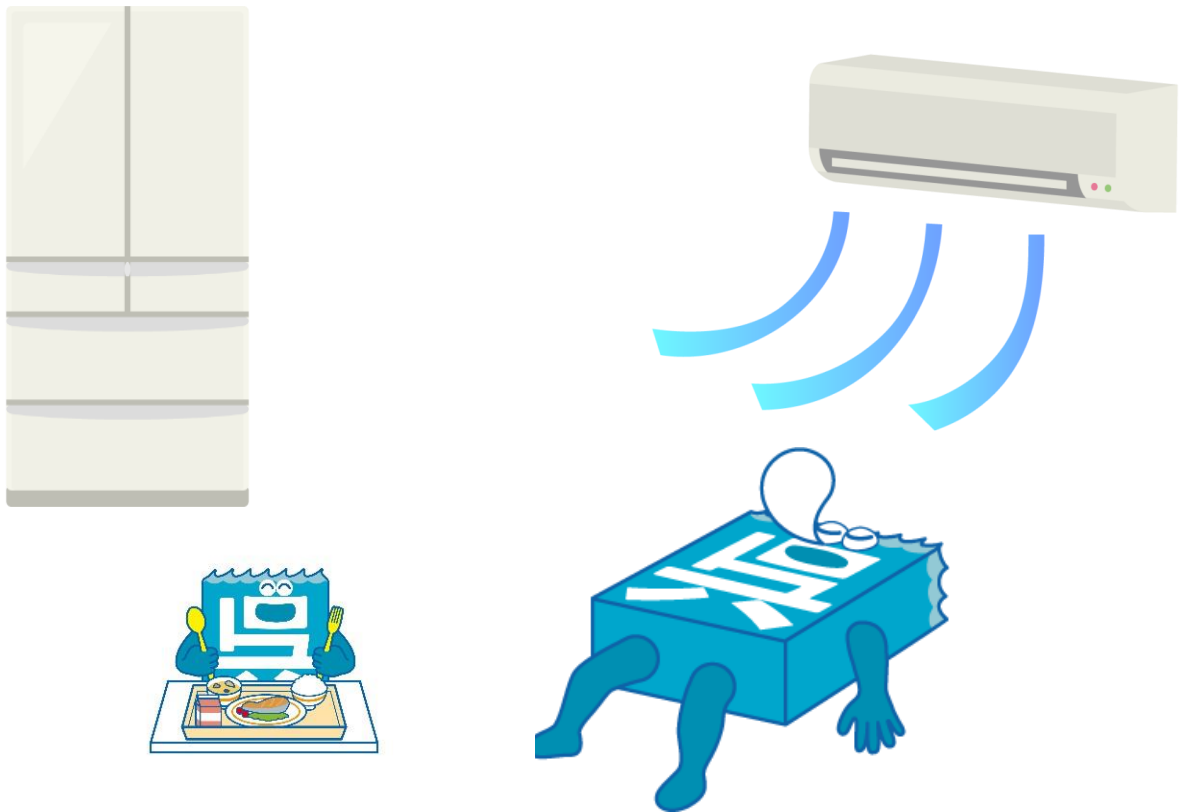


令和7年度 呉市省エネ家電買換促進補助金の手引き



呉市

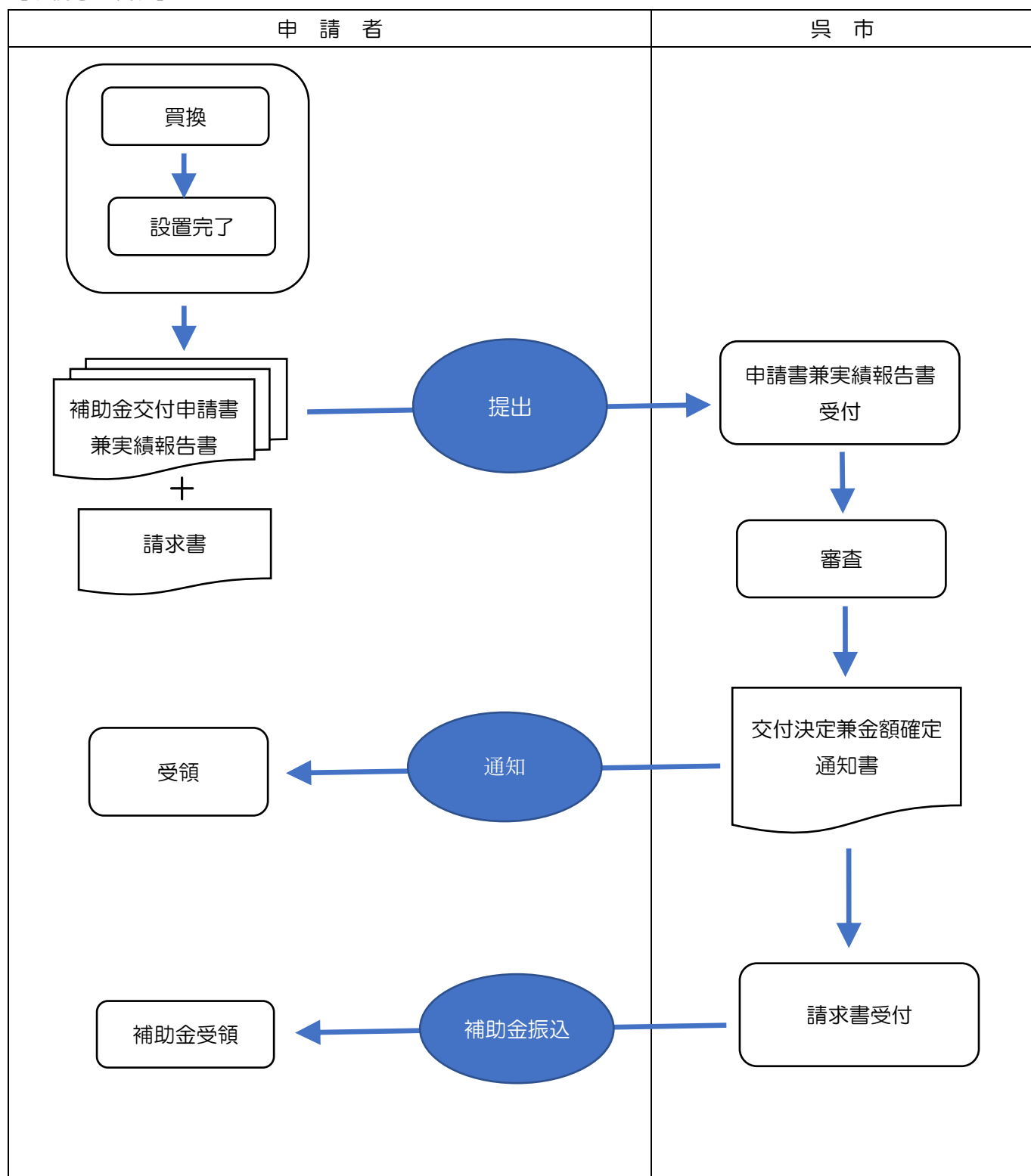
呉市環境政策課ホームページ

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/18/>

呉市役所本庁舎2階 呉市省エネ家電買換補助金事務局

2F	208協議室 省エネ家電買換補助金事務局	
	広島銀行	
	エレベーター	エレベーター
	エレベーター	エレベーター

【手続きの流れ】



1 事業概要

エネルギーの消費性能に優れた家庭用電気製品の普及促進による省エネルギーの推進を図り、脱炭素社会の実現と地球温暖化の防止に寄与すること及びエネルギー価格上昇に伴う物価高騰の影響を受けた生活者への支援を目的として、居住する市内の住宅に省エネエアコン及び省エネ冷蔵庫を買換えにより設置した市民に、その経費の一部を補助します。

2 補助対象とする省エネ家電

(1) **新品、未使用品**であること。

(2) 省エネエアコン

エアコンディショナーのうち、直吹きかつ壁掛け形のもので、日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度：2027年度）のもの。

(3) 省エネ冷蔵庫

電気冷蔵庫のうち、日本産業企画C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度：2021年度）のもの。

※機器の省エネ性能について、購入時に店頭又は省エネ型製品情報サイトでご確認ください。

3 申込資格・条件

次の条件のすべてを満たす方が対象となります。

(1) 補助金交付申請時に市内に在住（住民基本台帳に記録）していること。

(2) **市内の販売店**において、**買換え目的で新品、未使用品の補助対象家電を購入し**、市内の自らが居住する住宅（店舗等の併用住宅は居住部分）に設置すること。（インターネット、テレフォンショッピング等の買換え購入は**対象外**です。）

※購入し、新たに設置する場合（買換えではない場合）は補助金の対象となりません。ご注意ください。

(3) 令和7年6月1日（日）から令和7年11月28日（金）までに補助対象家電を購入・設置すること

※上記期間内の購入・設置であっても、補助金交付予算額の上限に達した場合は、補助金の交付対象外になります。

(4) 補助対象家電を設置日から6年間使用すること。

(5) 世帯員全員が当該補助金の交付を受けていないこと。

※令和5・6年度の当補助金を受けた世帯全員も申請できません。

(6) 世帯員全員が、市税を滞納していないこと。

(7) 補助申請者が暴力団員等でないこと。

4 補助金の額

補助金の交付は、各省エネ家電の申請台数に制限はないが1世帯につき1回限りで世帯あたり補助対象家電の購入費（税抜）の2割（上限30,000円）

※1,000円未満は切り捨て。

5 補助金の募集件数、申請受付期間等

(1) 募集件数：約1,800件 補助金交付予算額：5,000万円

(2) 申請受付期間：令和7年6月2日（月）から令和7年11月28日（金）まで（先着順）

※令和7年6月1日（日）に購入・設置した場合も対象となります。

※補助金交付予算額の上限に達した場合、受付を終了とさせていただきます。

(3) 受付時間：午前8時30分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

- (4) 受付場所：呉市省エネ家電買換補助金事務局（本庁舎2階）又は各市民センターへ、直接持参又は郵送
(5) 申請書等に修正を要する状態でなく、かつ申請に必要な書類がすべてそろっている状態で、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）が受付となりますので、ご注意ください。

6 受付申請に必要な書類

次の書類を各1部提出してください。

申請に必要な様式は環境政策課にて配布しています。また、環境政策課のホームページからもダウンロードできます。（<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/18/shouenekadenhojo.html>）

- (1) 呉市省エネ家電買換促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
(2) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写し
※購入者氏名（フルネーム）、購入日、購入店名、購入製品名又は型番、購入費用が記載されたもの。
写しは省略せず、全てを提出してください。
(3) 省エネ基準達成率が確認できるカタログの写し又は仕様書等の写し
(4) 製造事業者（メーカー）が発行した補助対象家電の保証書の写し
※量販店等で購入してこの保証書のお客様欄等に記入がない場合は、申請者が記入してください。その場合、販売店名の記入は不要です。
※機器の型番、製造番号の記載がない場合は、確認して記入してください。
(5) 買換え前の機器に係る家電リサイクル券（排出者の控え）の写し
(6) 設置場所が確認できる書類（納品書、配送伝票など）の写し
(7) 世帯全員が記載された住民票の写し（対象家電を設置した住所の所在地のものであり、申請書の提出日前3ヶ月以内に取得したもの）
(8) 呉市省エネ家電買換促進補助金交付請求書（様式第4号）
(9) 振込先が確認できる、通帳（表紙を一枚めくった部分）等の写し

7 補助金交付の決定

呉市省エネ家電買換促進補助金交付申請書兼実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、呉市省エネ家電買換促進補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により通知します。

8 補助金の支払い

呉市省エネ家電買換促進補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）が通知されたら、呉市省エネ家電買換促進補助金交付請求書（様式第4号）を受付し、指定された金融機関の口座に約1ヶ月で補助金が振り込まれます。

※お問い合わせ

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市役所 呉市省エネ家電買換補助金事務局（本庁舎2階）

TEL：0823-25-3304

FAX：0823-32-1621